

1 経営改善

- 経営改善計画を着実に実行し、**2,200億円**の繰越欠損金を削減。(平成19年度末時の概ね半分まで削減。)
- ニュータウン事業については、地価動向等を勘案しつつ、宅地整備を行わず現況のまま土地を処分する等により一層処分を推進し、**2,600ha以上**の用地を供給・処分。

2 都市再生事業・賃貸住宅事業

《都市再生事業》

- 民間を都市再生に誘導するためのコーディネート**を360件程度(うち、地方都市:100件程度、密集:40件程度)**実施。
- 地方公共団体や民間事業者との適切な役割分担の下、**160地区程度**において、事業実施。

《賃貸住宅事業》

- 「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」等に基づき、ストック再生・活用等を着実に推進。
(約4万戸の再編に着手し、**約2万戸のストックを削減**)
- 在宅長寿対応住宅を**1.5万戸程度**供給するなど、バリアフリー化を図った住宅の供給等により、高齢者、子育て世帯等に対する住宅セーフティネットとしての役割への重点化を図る。
- 賃貸住宅のハード・ソフト両面の環境整備とともに、地方公共団体等との連携による施設誘致等により、多様なニーズに対応できる環境整備を順次、一体的に実施。

3 ニュータウン整備事業等 (経過措置業務)

- ニュータウン事業については、2,600ha以上の用地を供給・処分。
- 特定公園施設業務は、**概ね6箇所**の国営公園における業務を完了。

4 経営効率化等

- 業務運営の効率化を推進しつつ、常勤職員数を**4,000人体制からさらに2割削減**。
- 関係法人については、整理合理化計画を踏まえ、随意契約の見直し等、透明性向上に係る取組等を推進。
- 政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態の検討結果(平成22年12月までに結論)を受けて、適切に対応。